

●香川県告示第433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成21年9月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成21年6月30日	まんのう町社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所 仲多度郡まんのう町四條 734-1	社会福祉法人 まんのう町 社会福祉協議会 仲多度郡まんのう町四條 734-1	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護
平成21年6月30日	まんのう町社会福祉協議会 仲南訪問介護事業所 仲多度郡まんのう町生間 415-5	社会福祉法人 まんのう町 社会福祉協議会 仲多度郡まんのう町四條 734-1	訪問介護 介護予防訪問介護